

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
1	要求水準書 (案)	共通					ICT設備(無線LAN、防犯カメラ、音響設備等)の予算について	R6年度の基本構想においてイニシャルコスト98億円と示されておりますが、昨今の物価上昇などを踏まえ、現在検討されている予算額を教えてください。	現時点では、物価上昇等を反映した最新の想定事業費は精査中であり、公表はしません。
2	要求水準書 (案)	共通					ICT設備(無線LAN、防犯カメラ、音響設備等)の予算について	現在検討されているイニシャルコストの内訳を教えてください。特にICT設備に関する予算、及び対象とした設備について教えてください。 ※一般的にアリーナ等の構築においては無線LANや音響、トイレ混雑表示システムなど基本的なICT設備だけでも予算の3%程度は必要となることが多く、豪華に整備する場合はそれ以上に必要となるケースが多いです。	現時点では、物価上昇等を反映した最新の想定事業費は精査中であり、公表はしません。
3	要求水準書 (案)	1	1	(1)			要求水準書の位置づけ	本要求水準書(案)の内容は、今回の入札に応募する建設・設計・維持管理企業のみならず、先行選定された「運営予定者」に対しても等しく課される(遵守義務がある)ものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書 (案)	7	1	(9)	ウ		参考基準・指針等の改訂	事業期間中に参考基準・指針等が改訂され、その対応により追加費用又は工程変更が生じる場合は、事業者の責めに帰すべき事由によるものを除き、市の負担として契約金額及び事業日程を変更するとの理解でよろしいでしょうか。また、改訂内容は、既に市の確認を受けた設計又は施工済みの部分には遡及適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、実施方針P23 別紙1 リスク分担表(案)に示す法制度リスクの分担に従います。 後段について、個別の事案ごとに判断します。
5	要求水準書 (案)	7	1	(12)			秘密保持	業務上最低限必要な範囲内は、対象外としていただけないでしょうか。	本事業の実施に必要な範囲において、再委託先等の第三者に対して秘密情報を共有することを妨げる趣旨ではありません。ただし、当該関係者に対しても秘密保持義務を課した上で取り扱うものとなります。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
6	要求水準書 (案)	8	1	(14)			自然災害及び事故への対応	本施設が市の指定避難所でないとされておりますが、災害等発生時には「指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について市が協力の要請を行ったときは、当該要請に協力するよう努める」との記載がございます。 本施設が市の指定避難所ではないという前提において、災害発生時に市から要請される連携内容や「具体的な被災者の援助活動」とはどのようなものを想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	帰宅困難となった施設利用者や公園利用者の受け入れ、発災による被害が想定よりも甚大であり、指定避難所だけでは被災者の受け入れが困難となった場合の避難者の受け入れなどを想定しています。
7	要求水準書 (案)	8	1	(15)			臨機の措置	「当該措置に要した費用のうち、当該業務に係る経費の範囲」と記載がございますが、少なくとも建設の部分につきましては、「当該業務に係る経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でない」と市が認める部分ではなく、公共工事標準請負契約約款第27条第4項のとおり、「請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分」としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 ただし、要求水準書（案）P8 （15）臨機の措置の「…指定管理者が負担する…」は誤記ですので、「…事業者が負担する…」に修正します。
8	要求水準書 (案)	8	1	(19)			障害者法定雇用率達成への取組	「運営予定者が応募段階で法定雇用率を達成できていない場合は、当該管理施設における雇用を中心に誠実に履行すること。」と記載されておりますが、こちらはどのステイクホルダー対して求めているのでしょうか。	運営予定者に対して求めているものです。
9	要求水準書 (案)	11	4	(2)	ウ	(ア)	埋蔵文化財	試掘調査又は本調査により埋蔵文化財が確認され、工事の中断、設計変更、追加費用又は工期延長が生じた場合の費用及び工程上の取扱いをご教示ください。	試掘調査等により埋蔵文化財が確認された場合は、本事業期間全体の期間調整を含めて協議の上決定するものとします。
10	要求水準書 (案)	12	2	(1)	エ		施設構成の規模（目安）の許容範囲	施設構成表に示された各ゾーン・機能の規模（スポーツゾーン4,000㎡程度、プールゾーン1,600㎡程度等）は「目安」とされているが、各機能の規模について、延床面積合計（11,000㎡の-5%下限）の制約のなかで事業者が自由に再配分できると認識してよろしいでしょうか。各機能の規模について、最低限確保すべき面積下限が個別に設定されているものがあればご教示ください。	要求水準書（案）P18 （ア）各施設・諸室の要求水準に規模や面積の記載があるものはその面積等を確保してください。面積の記載のない諸室については、利用方法に応じた必要な規模を事業者にて設定の上、各機能の規模が施設構成表に記載の面積程度となるように設定してください。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
11	要求水準書 (案)	12	2	(1)	エ		施設構成総面積について	合計面積11,000㎡は基本計画12,990㎡からスポーツセンター・会議室・点字図書館を除いた面積を約35%減らされているように推察されますが基本計画程度の根拠図があつての数値でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、延べ床面積について下限は示していますが、上限は設けておりません。
12	要求水準書 (案)	15	2	(2)	ア	(カ)	安全・防災・防犯	「帰宅困難者となった利用者の一時的な滞在」について、想定している人数などがありましたら、ご教授ください。	参考資料17をもとに事業者にて検討してください。なお、令和7年度における長居障がい者スポーツセンターの利用者数に占める市外居住者の割合は、約27%です。
13	要求水準書 (案)	16	2	(2)	ア	(ケ)	太陽光発電設備の容量	「本市施設等における太陽光発電設備の導入方針に基づき、太陽光発電設備を導入すること」とあるが、導入する太陽光発電設備の規模（容量の目安）について想定をご教示ください。	設置場所や規模については、事業者の提案によることとします。
14	要求水準書 (案)	18	2	(2)	イ	(ア)	各施設・諸室の 要求水準	資料10の備品リストはいつ頃ご公表されますでしょうか。	入札説明書等の公表時に示します。
15	要求水準書 (案)	18～	2	(2)	イ	(ア)	各施設・諸室の要求水準 参考資料9	必要面積の記載がない諸室は要求水準書に記載の内容にあわせて適宜、設定する方針でよろしいでしょうか。 また、各諸室の手洗等の設備についても、適宜、設定する方針でよろしいでしょうか。	前段、後段共に、ご理解のとおりです。
16	要求水準書 (案)	19	2	(2)	イ	(ア)	(a)スポーツゾーン メインアリーナ	「緞帳、スポットライト及び壁収納型舞台を整備すること。」とありますが、基本計画時の検討図面では舞台はないようです。想定しているステージの大きさ、高さなどがありましたら、ご教授ください。	緞帳、スポットライト及び壁収納型舞台は必須ではありません。要求水準書を修正します。
17	要求水準書 (案)	19	2	(2)	イ	(ア)	(a)スポーツゾーン メインアリーナ	「デジタル式の競技表示盤が使用できるように～」とありますが、デジタル競技表示盤は別途工事対応と考えて、よろしいでしょうか。	本事業に含まれます。入札説明書等の公表時に示す、参考資料10にてお示します。
18	要求水準書 (案)	20	2	(2)	イ	(ア)	(a)スポーツゾーン サブアリーナ	スタジオプログラム利用の音響装置について、具体的な仕様やグレードの想定がありましたら、ご教授ください。	音響装置に係る具体的な仕様やグレードの想定はありませんが、音楽を使ったスポーツ教室等に供するための品質を確保してください。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
19	要求水準書 (案)	22	2	(2)	イ	(ア)	屋外運動場	夜間使用ができるよう設置する照明設備の照度など、基準がありますでしょうか。	要求水準書（案）P22 （ア）各施設・諸室の要求水準の屋外運動場（屋上等）に示す各種運動が可能な照度を確保してください。
20	要求水準書 (案)	23					運営予定者のAI活用について	運営予定者が想定しているAI活用のイメージについて教えてください。 80頁の「デジタル技術の導入」において「推奨」とされているような内容でしょうか。	運営予定者には推奨とされている内容を踏まえて提案していただいています。例えば、プールに設置するAIカメラの見守り監視はAI活用のひとつです。
21	要求水準書 (案)	23	2	(2)	イ	(ア)	(b) プールゾーン プールサイド	「25mプール2コース分のプールフロア（赤台）を保管」とありますが、プールサイドに露出して保管する考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。プールサイドに保管した際においても、利用者の利用や運営に必要な広さを確保してください。
22	要求水準書 (案)	24	2	(2)	イ	(ア)	プール指導員室	移動式の音響装置を設けることになっていますが、参考資料9においては、プール室は音響設備、プール指導員室は記載がありません。ここで記載されている移動式の音響装置はスピーカー体型の音響装置等を想定していますでしょうか。	音響設備についてはプール室にスピーカー・アンプを室内に設置、音響卓等については平常時はプール指導員室に配置して使用し、イベント等の開催時には音響卓をプール室内へ移動して使用することを想定しています。 イベント開催時には音楽や実況放送等を行うことを目的としています。
23	要求水準書 (案)	25	2	(2)	イ	(ア)	プール設備	「レジオネラ属菌が発生しない設備とすること。」と記載がありますが、レジオネラ自体は土壌菌でどこにでもいる菌です。発生しない設備とは証明することが難しいため「レジオネラ属菌が滞留・繁殖しにくい構造の設備とすること。」と変更頂けないでしょうか。	レジオネラ属菌が滞留・繁殖しにくい構造の設備としてください。特に、プールフロア（赤台）を第1・第2レーンに設置してもプール水が停滞しにくい環境としてください。ご意見を踏まえて要求水準書を修正します。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
24	要求水準書 (案)	26			イ	(ア)	c 点字図書室	管理者やボランティア団体の意見の聴取について、対話等の機会がありますでしょうか。その場合に、どのような形で実施される予定か、お考えをお示ください。	点字図書室の管理者やボランティア団体については、提案段階において市として公式に対話の機会を設ける予定はありません。 一方、提案段階において事業者の任意で接触することを妨げるものではありません。ただし、管理者やボランティア団体とのやりとりにおいて、情報の秘匿性に関する責任は市で負いません。
25	要求水準書 (案)	26	2	(2)	イ	(ア)	点字図書室	「管理者及びボランティア団体の意見を聴取すること」とありますが、提案書作成の段階においては管理者やボランティア団体へのヒアリングはどの段階から出来ますでしょうか。提案書作成段階でヒアリングが出来ないと提案金額に反映出来かねますので、提案書作成段階でのヒアリングが出来ないのであれば事業契約後のヒアリングによる増額は貴市の事由による設計変更として扱って頂けるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答No. 24をご参照ください。 後段について、提案段階において事業者の任意で接触することを妨げるものではありませんので、必要に応じてヒアリングを実施して提案金額に反映してください。事業契約後の追加要望等による増額は、個別の事案ごとに判断します。
26	要求水準書 (案)	27	2	(2)	ア	(ア)	デイジー図書録音室の防音性能基準	デイジー図書録音室の防音・防振性能について、「現デイジー図書と同等以上のものを収録できる水準」を要求しているが、この性能水準を設計段階で確認するための具体的な基準値（遮音等級等）は示されるのでしょうか。	具体的な基準値を示す予定はありません。事業者において現デイジー図書を確認してください。
27	要求水準書 (案)	29	2	(2)	イ	(ア)	f 共用部 エントランスホール	「障がい者スポーツに関する展示」、「点字図書室に関する展示」とありますが、必要面積や展示に関する具体的な仕様・諸元などありましたら、ご教授ください。	長居障がい者スポーツセンターのエントランスホール、早川会館点字図書室の受付周りに設置されている展示物、掲示物を新施設にも掲示・展示する予定です。
28	要求水準書 (案)	30	2	(2)	イ	(ア)	トイレ	音声誘導装置は磁気センサ・人感センサなど鳴動方法の仕様指定はありますでしょうか。	人感センサーとしてください。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
29	要求水準書 (案)	31	2	(2)	イ	(ア)	駐車場	電気自動車対応充電設備の要否・仕様などを御教授ください。	事業者の提案により設置してください。
30	要求水準書 (案)	31	2	(2)	イ	(イ)	外構の要求水準	駐輪台数については「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例に基づき」とありますが、施設の用途をスポーツ施設として必要台数を算出してよろしいでしょうか。点字図書室のボランティアの方は自転車の方が多く見受けましたが、そちらに関しては特に台数の指定はございませんか。	スポーツ施設として認められる各諸室において、合計面積を算定し、必要台数を算出してください。点字図書室のボランティア職員に限定した自転車台数の指定はありません。
31	要求水準書 (案)	32	2	(2)	ウ	(ア)	耐震安全性	建築設備の耐震性は、甲類・乙類のどちらでしょうか。	建築設備の耐震性は、市設建築物の耐震計画技術指針（平成9年4月）に基づき、a類となります。
32	要求水準書 (案)	32	2	(2)	ウ	(ア)	耐震安全性	大地震時の層間変形角の算出方法は、「市設建築物の構造設計に関する適用基準の手引」に倣い、大阪市基準の非線形漸増載荷解析によればよろしいですか。	大地震時の層間変形角の算出方法は、国土交通省基準又は大阪市基準のどちらを用いてもよいものとします。なお、基本設計、実施設計の早い段階において大阪市建築指導部や指定確認検査機関（大阪建築防災センターなど）へ事前相談を行ってください。
33	要求水準書 (案)	32	2	(2)	ウ	(ア)	耐震安全性	a 構造体の耐震性：B類、b 建築非構造部材の耐震性：a類、c 建築設備の耐震性：a類とありますが、国土交通省から出ている耐震安全性の目標にある上記aはⅡ類、上記bはA類、上記cは甲類と同等考えてよろしいでしょうか。	耐震安全性の目標は、市設建築物の耐震計画技術指針（平成9年4月）に基づき、構造体の耐震性：B類、建築非構造部材の耐震性：a類、建築設備の耐震性：a類になります。
34	要求水準書 (案)	32	2	(2)	ウ	(イ)	基礎構造	追加で地盤調査を行う場合、実施時期の制限はありますか。	参考資料11を参照のうえ、市による樹木移植工事の実施期間を避けて調査計画を立ててください。ただし、調査位置によっては工事期間中も実施できる可能性があるため、事前に協議の上で適切に対応してください。また、公園敷地内で作業を行う場合は、長居公園事務所への許可申請が必要となるか確認してください。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
35	要求水準書 (案)	34	2	(2)	エ	(カ)	放送設備	メインアリーナ、プール室に設置する移動式の放送設備は、スピーカ・アンプなどは固定式とし、音響卓などを移動式とする方式でしょうか。	メインアリーナ、プール室にスピーカー・アンプを設置し、音響卓は平常時は各指導員室に配置して、イベント等の開催時には音響卓を各室内へ移動し使用することを想定しています。イベント開催時には音楽や実況放送等を行うことを目的としています。
36	要求水準書 (案)	34	2	(2)	エ	(キ)	テレビ共同受信設備	電波障害は、施設公害に該当するため、当該障害の調査及び対策にかかる費用は、市の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
37	要求水準書 (案)	34	2	(3)	エ	(オ)	情報通信設備	情報セキュリティの観点から、職員が業務で使用するネットワークと、不特定多数の施設利用者が使用する公衆無線LAN（フリーWi-Fi）は、回線等を分離させた環境を構築する必要があると考えます。つきましては、これら双方の通信環境(回線引き込み費や月額通信費)をすべて事業者側の負担とするのではなく、事業者の負担範囲を施設利用者用のフリーWi-Fiの整備・運用のみに限定していただくようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、回線の分離及び事業者負担とする回線について、入札説明書等の公表時に示す参考資料9を修正します。
38	要求水準書 (案)	34	2	(3)	エ	(オ)	情報通信設備	「施設内で職員及び利用者が同時に利用するのに十分な公衆無線LAN設備を設けること」と記載されておりますが、ここでの職員による利用とは、業務端末等で公衆無線LANを利用することを想定されておりますでしょうか。あるいは、休憩時間等における私的利用を想定されたものでしょうか。	公衆無線LANは、利用者専用とし、職員による休憩時間等における私的利用は想定していません。要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答No. 37もご参照ください。
39	要求水準書 (案)	35	2	(2)	エ	(ク)	防犯設備	「施設全体の状況及び外部の適切な範囲を事務室でモニターできる設備を設置すること。」とは監視カメラを設置することと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書 (案)	35	2	(2)	エ	(ク)	防犯設備	「関係機関による操作や情報提供依頼があった際は協力すること。」はどのようなことを想定していますか。	警察署からの情報提供依頼等を想定しています。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
41	要求水準書(案)	35	2	(2)	エ	(ケ)	中央監視	「c 負荷種別毎（照明、空調、コンセント等）に電力量を計算し、～」とあるが、種別の粒度やエリア分けを示していただきたい。	民間活用スペースで使用する光熱水費は、計測用の子メーターを設置して使用量を把握できる計画としてください。
42	要求水準書(案)	36	2	(2)	オ	(イ)	空調設備	d 室内外温湿度条件において、「特殊な温湿度条件を必要とする場合は個別に対応すること」と記載があるが、特殊な温湿度条件の設定は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	採暖室が該当するものと想定していますが、その他については事業者提案とします。
43	要求水準書(案)	36	2	(2)	オ	(イ)	空調設備	e メインアリーナ、サブアリーナ及び卓球室においては輻射式と対流式の両方による空調システム（ハイブリッド式）とすること。とありますが、3エリアすべてをハイブリッド式とするということでしょうか。コストによって、空調方式を別途提案（輻射式・対流式の一案に絞る）させていただくことは可能でしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、ハイブリッド式としない計画をご提案いただく場合は、ふうせんバレー、卓球、バドミントンなどの競技に支障をきたさないよう、風の影響を排除した空調設備設計としてください。
44	要求水準書(案)	43	3	(2)	イ		基本・実施設計業務	要求水準書43ページに示す運営予定者との打合せ及び点字図書室の現施設管理者・ボランティア団体からの意見聴取について、その実施時期・回数、対象者の調整主体及び意見の設計反映に係る意思決定手続をご教示ください。また、意見聴取の結果、要求水準又は事業者提案の範囲を超える設計変更が必要となる場合は、追加費用及び工程変更を伴う契約変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答No. 24・25をご参照ください。後段について、事業契約締結後に、要求水準書を逸脱した大幅な変更を伴う事項が生じた場合については協議を行うものとします。
45	要求水準書(案)	43	3	(2)	ウ	(エ)	一団地認定	一団地認定に必要な長居公園全体の各建屋概要や面積などの情報は後に提供していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	事業契約締結後に提供します。
46	要求水準書(案)	45	4	(1)	ア	(ウ)	業務の範囲	「（ウ）撤去・移設、復旧工事」の中に旧施設（現在の「大阪市長居障がい者スポーツセンター」及び「大阪市立早川福祉会館」）の解体工事他、附随する調査・設計は含まれないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
47	要求水準書 (案)	46	4	(2)			建設工事中の公園開放の範囲	建設業務において、長居公園内での工事施工となるため、公園利用者や近隣施設への配慮が求められると考えられるが、工事中の仮囲いの設置範囲、工事車両の通行ルート、工事時間帯等についての制約条件は入札説明書等で示されますでしょうか。	入札説明書等の公表時に示します。
48	要求水準書 (案)	46	4	(2)	ア	(ア)	基本事項	「実施方針」の記載がございませんが、事業契約書は実施方針を基に作成されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書 (案)	47	4	(2)	イ	(コ)	工事の留意事項	周辺のその他からの苦情等が発生した場合のうち、事業者のみでは対応が困難である場合は、市も事業者に協力していただけるという理解でよろしいでしょうか。	個別の事案ごとに判断し、必要に応じて対応します。
50	要求水準書 (案)	47	4	(2)	ウ	(イ) a	工事着手前手続き等	準備・協議については最善を尽くしますが、先行工事に関する発注は事業契約締結後となるため、そこから一定の期間を要する点はご了解をお願いいたします。	ご意見として承ります。
51	要求水準書 (案)	47	4	(2)	エ		工事のための調査業務	土壌汚染対策法等に基づく調査、協議及び届出に係る費用は事業者負担とされていますが、調査の結果、事業者の責めに帰すことのできない既存の土壌汚染が判明した場合における追加調査、汚染土壌の除去・搬出・処分、設計・施工方法の変更等の費用及び工程上の取扱いをご教示ください。	調査の結果、事業者の責めに帰すことのできない既存の土壌汚染が判明した場合には、リスク分担表の用地リスクの「上記以外の地質障害、地中障害物等」に該当することになるので、市負担にて対応します。
52	要求水準書 (案)	47	4	(2)	エ	(ア)	工事のための調査業務	現状教育委員会との協議を行えていないための質問になります。 埋蔵文化財包蔵地内で試掘調査を行うこととありますが、どの程度の調査を見込んでいますでしょうか。	埋蔵文化財包蔵地内での試掘調査の範囲は、建築物の基礎形状、作業範囲等によって変わるので、提案内容により範囲や深さが異なります。
53	要求水準書 (案)	47	4	(2)	エ	(イ)	工事のための調査業務	埋設配管について既存図等がありますでしょうか。	参考資料3・4-1・4-2をご参照ください。合わせて、下水については、大阪市公共下水道台帳施設平面図をご参照ください。上水については、大阪市水道局図面閲覧オンラインサービスをご参照ください。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
54	要求水準書 (案)	47	4	(2)	エ	(イ)	工事のための 調査業務	埋設配管の位置がわからないため調査費 が見込めません。どれくらいの埋設配管 を見込んでいますか。また、予算上はど れくらい見込んでいますか。	要求水準書（案）に関する質問・意見書 への回答No. 53をご参照ください。
55	要求水準書 (案)	48	4	(2)	エ		工事のための調査業務	埋蔵文化財による工事遅延を避けるた め、公園の一部が埋蔵文化財包蔵地内と いうことであれば事前に市で試掘調査を 行っただけで、本事業用地を引き渡し ただけでいいのでしょうか。	原案のとおりとします。
56	要求水準書 (案)	48	4	(2)	オ		先行工事	事業者は樹木移植工事業者と契約関係 がないため事前に市で一切の移植工事及 びそれに関連する工事を行い完了したう えで、本事業用地を引き渡しただけで いいのでしょうか。	原案のとおりとします。
57	要求水準書 (案)	48	4	(2)	オ		先行工事	参考資料 1 1 では、設計業務、市によ る樹木移植工事及び事業者による撤去・ 移設・復旧工事の実施期間が一部重複 しています。同一区域又は共通の進入口 を使用して各工事を並行して実施する ことを想定している場合は、施工区域、 工事車両動線、使用時間、工事間の優 先順位、安全管理及び交通誘導等の役 割分担をご教示ください。	本事業で施設建設工事のための進入口 を設置いただき、その進入口を使用して 市による樹木移植工事を行う予定です。 工事期間が重複する場合は、事業者と 樹木移植工事事業者において協議を行 い、実施してください。
58	要求水準書 (案)	49	4	(2)	カ		撤去・移設、復旧工事	参考資料 7 に示す公園設備について、 「撤去する公園設備は変更する可能性 がある」とされていますが、対象設備又 は数量が変更された場合の工事費及び 工程は契約変更の協議対象となるとの 理解でよろしいでしょうか。	変更される可能性を踏まえて提案して ください。なお、変更の内容によっては 変更協議の対象となる場合もあります。
59	要求水準書 (案)	49	4	(2)	カ		撤去・移設、復旧工事	撤去復旧の対象となる公園設備につい て、市が指定する保管場所の使用条件、 保管環境及び撤去時・再設置時の状態 確認方法をご教示ください。また、適 切な撤去・保管を行った場合であって、 既存設備の経年劣化等、事業者の責め に帰すことのできない事由により補修 又は更新が必要となった場合は、市の 負担となるとの理解でよろしいでしょ うか。	前段について、市が用意可能な保管場 所等を入札説明書等の公表時に示し ます。スペースが不足する場合は、事 業者にて保管場所を確保してください。 要求水準書を修正します。 後段について、ご理解のとおりです。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
60	要求水準書 (案)	49	4	(2)	キ	(ア)	建設工事	「実施方針」の記載がございませんが、事業契約書は実施方針を基に作成されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 (案)	50	4	(2)	ク	(エ).c	施設引渡し業務	完成図書及び竣工図の提出時期につきまして、協議をさせていただきますでしょうか。	合理的な理由があれば、協議に応じるものとします。
62	要求水準書 (案)	54	6				開業準備業務の要求水準	先行して選定されている運営予定者が担う業務を開示いただきたい。	実施方針に関する質問・意見書への回答No. 13をご参照ください。
63	要求水準書 (案)	54	6	(1)	エ		開業準備業務の期間	開業準備期間および供用開始日が前後する可能性があるとしておりますが、その場合延長期間中に発生する追加の人件費や施設の維持管理費等についても、開業準備業務のサービス対価の増額の対象になるとの認識で間違ございませんでしょうか。	期間・増額は個別の事案ごとに判断します。
64	要求水準書 (案)	58	7				維持管理業務の要求水準	先行して選定されている運営予定者が担う想定のある場合は開示いただきたい。	実施方針に関する質問・意見書への回答No. 13をご参照ください。
65	要求水準書 (案)	59	7	(1)	カ	(ア)	第三者への委託	「～委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表～」とあるが、「委託の金額」は企業としての収支に係わる情報であるため公表範囲から外していただきたい。	市では、第三者委託契約の妥当性を明確にし、透明性のより一層の向上を図るため、相手方や委託金額等について公表することとしていますが、その他の関係先との営業活動等に著しい支障をきたすことも考えられることから、再委託金額の記載ができないと受注者が申し出た場合には、市所定の理由書を提出いただき、市が妥当性を確認できれば、公表しない取扱いとすることは可能です。
66	要求水準書 (案)	59	7	(1)	カ	(ウ)	第三者への委託	「～大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者～は、第三者委託等の相手方になれないこととする。」とあるが、再委託先や再々委託先は「大阪市競争入札参加資格」を有する必要があるのか。	再委託先や再々委託先は「大阪市競争入札参加資格」を有する必要はないですが、市が再委託等について承諾をする際に、再委託等の相手方が必要な履行能力（許認可等）を有していることを審査します。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
67	要求水準書 (案)	59	7	(1)	カ	(ウ)	第三者への委託	「～大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者～は、第三者委託等の相手方になれないこととする。」とあるが、再委託や再々委託期間中に参加停止期間に該当する場合は、再委託先や再々委託先の変更・切替が必要となるか。	市が再委託等の承諾申請を受けた際、再委託等の相手方が競争入札参加停止措置中又は入札等除外措置中であれば、原則として承諾しませんが、承諾後の再委託等の期間中、当該再委託等の相手方が競争入札参加停止措置又は入札等除外措置を受けた場合、当該期間中に変更・切替等の手続は不要です。
68	要求水準書 (案)	59	7	(1)	カ	(ウ)	第三者への委託	「～大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者～は、第三者委託等の相手方になれないこととする。」とあるが、設備によってはメーカー保守でなければ対応できない等の維持管理の制約が生じる可能性がある。そのメーカーが参加停止期間中となれば、保守対応が不可となる等の維持管理に支障が生じることになるため、維持管理企業の責任の下に業務を行うことも踏まえ、再委託先や再々委託先については、入札参加資格の制限を外していただきたい。	原則としては、競争入札参加停止措置中又は入札等除外措置中の者は、第三者委託等の相手方になれませんが、本市の事業実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ、緊急の必要がある場合は、例外として第三者委託等の相手方とすることを認めます。
69	要求水準書 (案)	60	7	(1)	ク		長期修繕計画	事業期間終了後の期間に係る修繕については、長期修繕計画の作成のみが業務範囲であり、実際の修繕費用をサービス購入料に含める必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書 (案)	60	7	(1)	ク	(ア)	長期修繕計画	「事業者は、供用開始後30年間における「長期修繕計画書」を作成し、引渡し1ヶ月前までに、統括責任者（館長）が内容を確認の上、市の承認を得ること。」と記載されておりますが、維持管理企業としては建設工事での竣工引渡図書が発行されたのち長期修繕計画書を作成するため、建物竣工から3カ月以内、としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
71	要求水準書 (案)	61	7	(1)	サ	(イ)	業務報告書	月次報告書の提出期限を翌月の10日までとされておりますが、前月分の各種点検記録や修繕更新記録等の取りまとめに加え、統括責任者による内容確認まで行うことを想定すると、現在の期限が作業時間が大変短く、報告書の十分な制度を確保することが難しいのではないかと考えます。つきましては、提出期限を翌月の20日まで緩和していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
72	要求水準書 (案)	61	7	(1)	シ		事業終了時の対応	「、事業期間終了時の建物（建築、建築付帯設備）については、少なくとも2年以内は修繕又は更新を要しないと判断できる状態を基準とすること。」とありますが、当該費用は貴市が考える想定維持管理業務費の予算の中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。なお、どのような根拠に基づいて予算化されているのかをご教示いただきますようお願いいたします。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、開示しません。
73	要求水準書 (案)	62	7	(1)	シ	(イ)	引継に関する協議及び支援	【引継協議にかかる提出書類】に「③次期修繕提案書」とあるが、60頁「ク 長期修繕計画書」に記載の長期修繕計画書30年間を基に、「次期」については事業終了後の残存期間15年間の提案でいいか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書 (案)	67	7	(2)	ウ		植栽	資料1に示す植栽管理範囲について、市の指示等により事業者の担当範囲又は業務量が変更される場合は、サービス購入料の変更対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	市の指示により植栽管理の範囲又は業務量が変更され、費用に実質的な増減が生じる場合は、変更内容を確認の上、サービス購入料の変更を協議します。
75	要求水準書 (案)	67	7	(2)	ウ		植栽	管理境界付近における倒木、枝折れ等の緊急事象について、市、事業者及び公園管理者の一次対応、応急措置、復旧及び第三者損害に係る責任分担をご教示ください。	管理境界付近の倒木等は発見者が通報・応急措置を行い、市、事業者及び公園管理者が管理区分と原因に応じて復旧・損害対応を分担します。 一次対応、応急措置、復旧についての分担は要求水準書に追記します。
76	要求水準書 (案)	69	7	(2)	オ		機械警備業務	「開館時間・閉館時間ともに機械警備を基本とし」とありますが、これは警備業法上の「機械警備」を示す意味合いでしょうか。	ご理解のとおりですが、有人警備の必要性については改めて精査します。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
77	要求水準書 (案)	69	7	(2)	オ	(ウ)	警備保安業務	(d)に「大会・イベント時には利用者の安全が確保できるよう警備体制を整えること」とあるが、警備計画の検討に当たり、本施設における大会・イベントの開催想定（頻度・規模・エリア等）が分かる資料の開示はあるか。（参考資料17の他）	現時点では参考資料17の他に大会・イベントに関する情報の公表はできかねます。提供可能な頻度・規模・利用エリアの情報を整理し、入札説明書等で示す予定です。
78	要求水準書 (案)	70	7	(2)	カ	(イ)	修繕業務の対象範囲	「大規模修繕は業務の対象範囲として想定していないが、仮に事業期間内の整備施設の機能・性能を維持するために必要な大規模修繕が発生した場合は、事業者が行う業務に含めるものとする。」とありますが、大規模修繕は業務の対象外とのことですので、提案書提出時点で当該費用は予算計上しない想定です。そのため、事業期間中に大規模修繕が発生した場合は、貴市にて費用を負担いただきますようお願いします。	原則、事業者負担となります。修繕内容の本事業に与える影響等を踏まえ、個別の事案ごとの判断となる場合があります。
79	要求水準書 (案)	71	8	(1)			運営業務の要求水準	運営業務の要求水準に記載されている各項目について、先行して選定されている運営予定者がすべて実施する想定となっているのか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書 (案)	71	8	(1)			運営業務の要求水準	運営予定者の事業の説明会や、対話の機会を設けていただけないでしょうか。	運営予定者との対話の機会は入札説明書等の公表後に予定しておりますが、どのような形で実施するかは、入札説明書等の公表の際に示します。
81	要求水準書 (案)	71	8	(1)	ア		運営業務の要求水準	要求水準書「8 運営業務の要求水準」に記載されている業務内容は、すべて先行選定された「運営予定者」が自らの責任において履行するものであり、今回の公募において応募者が提案する入札価格には、これらの運営業務に伴う対価を含める必要はないという認識で相違ないでしょうか。	運営業務を含め本事業のすべての業務の責任は契約主体であるSPCにあります。来年度の公募において応募者が提案する入札価格には、運営業務に係る経費も含めて提案していただきますが、運営業務に係る経費については、運営予定者が提案した金額になるため、入札説明書等の公表時にその額を示します。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
82	要求水準書 (案)	77	8	(2)	ア	(ウ)	休館日	スポーツセンターの休館日について、「毎月第3木曜日（その日が休日にあたる場合は開館）」と記載されておりますが、第3木曜日が休日にあたり開館となった場合は、翌日等に振替休日が設定される想定でしょうか。	振替休日は、設定しない想定です。
83	要求水準書 (案)	80			エ		デジタル技術の整備者について	オンライン予約システムやwebフォームなどは運営事業者が準備するものでしょうか。 その他、「参考資料9 設備リスト」記載のプールに設置するAIカメラの他に運営事業者で準備する設備がございましたら教えてください。（予約システム ・会員管理システム ・ホームページ ・問い合わせフォーム ・混雑可視化システム ・AIチャットボット等）	オンライン予約システムやwebフォームなどは運営予定者が準備します。 そのほか、運営予定者において、ホームページ・混雑可視化システム・AI翻訳機・受付システムを準備することを想定しており、こうしたシステム等が円滑に整備・保守・更新できる施設としてください。
84	要求水準書 (案)	86	8	(3)	ウ	(エ)	什器・備品の点検・保守・修繕・管理等	「ウ 什器・備品等保守管理・更新業務」の（エ）において「日常的に運営予定者の意見を聴取することで…」との記載がありますが、本業務自体は「運営業務」の一部として位置付けられています。 当該の什器・備品の点検・保守・修繕・更新等は、先行選定された「運営予定者」が自ら履行する業務という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（案）の記載は誤記ですので、「日常的に運営事業者の意見を聴取することで、」を削除します。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
85	要求水準書 (案)	90	9	(1)			付帯事業の使用料	付帯事業に使用する施設・設備について、行政財産の目的外使用許可に伴う使用料、施設使用料その他の占用又は使用に係る対価の有無をご教示ください。発生する場合は、対象となる付帯事業及び算定方法をお示しください。	前段について、付帯事業のうち、自動販売機、軽食コーナー、スポーツ用品等を販売する売店、ショップ棚及び有料ロッカーの設置については、指定管理者制度における自主事業として位置づけており、使用料は発生しません。 また、その他の付帯事業についても、指定管理者制度における自主事業（本施設の設置目的の実現に親和性があり、管理業務の効果的な実施に影響を与えない範囲内で行い得るもの）として認められる場合には、使用料は発生しません。 一方、自主事業として認められない場合には、行政財産の目的外使用許可等の手続を要し、使用料が発生します。 なお、市としては、施設の設置目的の実現に親和性のある幅広い提案を期待しており、提案された付帯事業について自主事業に該当するか否かは、提案内容を踏まえ個別の事案ごとに判断します。 後段について、発生する場合の使用料は、大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号）及び大阪市財産規則（昭和39年大阪市規則第17号）の定めるところにより、市が算定した額となります。
86	要求水準書 (案)	90	9	(1)			付帯事業の費用負担	付帯事業について、光熱水費、清掃費、警備費、廃棄物処理費及び維持管理費等、事業者が別途負担する費用の範囲及び算定方法をご教示ください。	付帯事業は、事業者が独立採算によって実施する業務であるため、その実施にかかる経費は事業者の負担となります。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
87	要求水準書 (案)	90	9	(3)			付帯事業の位置づけ	要求水準書の「9 付帯事業の要求水準」においては、これらについて「設置すること」と記載されておりますが、実施方針の事業範囲では「a 障がい者スポーツ体験プログラム等の提供業務（必須）」「b その他の付帯事業（任意）」と区分されています。 飲食の提供及びロッカーの設置は、本事業に応募する上で任意の業務でしょうか。必須の業務でしょうか。	飲食の提供及びロッカーの設置は、本事業における必須業務として想定しています。実施方針の記載は誤記ですので修正します。
88	要求水準書 (案)	90	9	(3)	ア		飲食の提供	「軽食コーナー」とあるが、直営や第三者への委託・賃借と想定されるが、不測の事態（新型コロナなど）が生じた際や、様々な要因で事業期間中に当初想定した事業が継続不可となった場合、もしくは、事業の効率化や新規取組を行いたい場合、事業の転換や業態変更が協議可能かどうか。（事業の転換や業態変更までの未稼働発生への考慮も含む）	合理的な理由がある場合は、協議可能です。
89	要求水準書 (案)	90	9	(4)			付帯事業	（4）「その他の付帯事業」について、市の承認基準、申請時期、標準的な審査期間、承認の有効期間及び承認後の変更・休止・中止手続をご教示ください。また、市の政策変更その他事業者の責めに帰すことのできない事由により、承認済みの付帯事業を実施又は継続できなくなった場合における、既に合理的に支出した初期投資、撤去・原状回復費用及び事業契約上の取扱いをご教示ください。	付帯事業については、要求水準書に記載のとおり、本施設の設置目的に合致し、本事業の実施に悪影響を与えない範囲において、本施設の魅力向上や利用の促進、利用者へのサービス向上に資するものであるかが承認の基準となります。標準的な審査期間は、新規の場合は40日、継続の場合は30日で、承認の有効期間は原則として1年以内（年度ごとの承認）です。承認後の変更・休止・中止手続は、変更等の要因によりますが、原則として、30日前までに変更等の申請を市に提出することとします。
90	要求水準書 (案)						参考資料リスト	「5 地下駐車場関係資料」について、地下駐車場の位置関係が分かる配置図等図面について、可能な限り早期の段階で希望する事業者に配布する等の措置をご検討頂きたいと思います。	配置図等の図面については、当該質問・意見書への回答とともに参考資料5-5として新たに公表します。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
91	要求水準書 (案) 参考資料 3						下水道接続の可否	「下水道接続ルート案」に示す公共下水 枡について、下水道管理者との事前協議 の状況及び本事業における使用可否をご 教示ください。	建設局下水道部施設管理課へ事業の説明 及び周辺の接続可能な公共下水の位置相 談を行っております。
92	要求水準書 (案) 参考資料 3						既設下水管の条件	当該公共下水枡及び既設下水管の位置、 管径、管底高、流下能力並びに接続可能 な排水量・水質条件をご提示ください。 また、本事業用地から公共下水枡への接 続までの施工・費用区分をご教示くださ い。	前段について、要求水準書（案）に関す る質問・意見書への回答No. 53をご参照 ください。 後段について、全て事業者負担としま す。
93	要求水準書 (案) 参考資料 3						接続条件変更時の費 用・工程	接続協議又は能力確認の結果、既設管の 改修・増径、接続位置若しくはルート の変更又は排水処理設備の追加等が必要 となった場合の費用及び工程上の取扱い をご教示ください。	既設管への接続までは事業者負担による 工事となります。
94	要求水準書 (案) 参考資料 5						地下駐車場	参考資料5に示す地下駐車場本体及び進 入車路周辺で本事業の工事を行う場合 について、工事車両、重機、クレーン及び 資材仮置き等に適用する施工時上載荷重 条件並びに掘削、杭施工、山留め、地盤 改良、重機走行等の施工制限及び既存構 造物との必要離隔をご教示ください。	公表済みの参考資料5及び新たに公表予 定の参考資料5-5を参考に、事業者にて 検討してください。
95	要求水準書 (案) 参考資料 5						地下駐車場	既存構造物への影響照査、変位・振動等 の計測及び地下駐車場管理者との協議・ 承認に係る条件をご教示ください。ま た、市又は地下駐車場管理者から補強、 追加計測又は施工方法の変更等を求めら れた場合の費用及び工程上の取扱いをご 教示ください。	既存構造物への影響調査は、計画される 建築物の施工計画において最も適したも のを選定してください。工事において地 下駐車場の構造躯体を損傷する可能性の ある事象が判明した場合は、事業者負担 により対応を行うこととします。
96	要求水準書 (案) 参考資料 8						参考資料リスト 参考資料8	既存樹木位置が分かる資料がありました ら、ご提供願います。 入札説明書等の公表時の提供予定の「参 考資料12」で認識可能な場合は、その旨 で回答いただければと思います。	入札説明書等の公表時に参考資料12で示 します。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
97	要求水準書 (案) 参考資料 8						樹木	残置する樹木は提案時に応募者が指定し、移植対象樹木は樹木診断等調査の結果及び市が策定する移植計画に基づき決定するものとされています。応募者が指定できる残置樹木の範囲・本数等の条件並びに樹木診断結果及び市の移植計画の提示時期をご教示ください。また、提案後にこれらの条件が変更され、追加費用又は工程への影響が生じた場合の取扱いをご教示ください。	樹木診断等調査の結果は、入札説明書等の公表時に参考資料12で示します。市の事由による変更については、市の負担となります。
98	要求水準書 (案) 参考資料 8						樹木	移植対象樹木の仮置き期間中及び移植後における、市、樹木移植工事業者及び事業者の管理範囲・責任分担をご教示ください。また、仮置き期間の延長又は事業者の責めに帰すことのできない事由による枯損が生じた場合の補植、再移植、追加費用及び工程上の取扱いをご教示ください。	移植対象樹木の仮置き期間中の樹木については市（樹木移植工事業者）の責任範囲とします。市の工事に起因して仮置き期間の延長や残置対象樹木に枯損が生じた場合は、市負担となります。
99	要求水準書 (案) 参考資料 9						ランニングコスト	各室の最低限必要な設備としてインターネット及び外線が記載されておりますが、ランニング費用は運営予定者の負担との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答No. 37・38をご参照ください。
100	要求水準書 (案) 参考資料 9						設備リスト	設備リストは各室に最低限必要な設備を示すものとされていますが、市の指示又は市が承認した運営予定者との協議結果により、記載設備の数量、仕様又は設置室に変更が生じた場合の費用及び設計変更の取扱いをご教示ください。	市の指示又は市が承認した協議結果により設備の数量、仕様又は設置室が変更され、事業費・工程に影響する場合は、個別の事案ごとに判断します。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
101	その他						事業費について	近年のPFIやデザインビルド方式での発注などは、対話という形で想定事業費を提示して対話を行う事例が増えています。未曾有の物価上昇で当初の予算では事業が成立しない事例が増えているためです。また前述の発注方式は公告から議会承認まで1年程度要するため、事業者側の負担も大きくコンソーシアムでかなりのコストが掛かります。想定事業費で構いませんので、大項目程度は公表ください。（建設費約●億、設計監理料約●億、維持管理約●億）	ご意見として承ります。
102	その他						運営予定者からの設計変更について	事業提案後、運営事業者から設計変更の要望があった場合、必ず応じなければならないか。	事業契約締結後の設計段階の要望については、まずはコンソーシアム内での協議により応じるかどうかの判断をしてください。その際の費用負担については、個別の事案ごとに判断します。
103	その他						先行工事について	設計変更や樹木移植工事等に伴い先行工事に影響が生じた場合のリスク分担はどうか。先行工事があることで、専任技術者を確保することのハードルが高く、技術者の変更も認めてほしい。	前段について、個別の事案ごとに判断します。 後段について、ご意見として承ります。
104	その他						保険について	事業全体をカバーする保険に加入する必要があるか。	今後の検討事項とします。
105	その他						プール監視業務について	運営事業者がプール監視業務を実施するにあたり、警備業法上の許可が必要になるのではないか。	SPCから運営企業に運営業務を委託し、運営企業が自社の従業員にプールの監視業務を行わせるのであれば、いわゆる自家警備にあたるため、運営企業に警備業の認定は不要と考えられますが、事業者自らの責任において確認のうえ、必要であれば供用開始までに資格を取得してください。

要求水準書(案)に関する質問・意見書への回答

No.	資料名	該当箇所					タイトル	質問・意見	回答
		頁	項						
106	その他						維持管理業務と運営業務の業務範囲	運営業務と維持管理業務の業務範囲について確認させてください。双方の業務範囲に「環境衛生・清掃業務」がして含まれておりますが、両業務の範囲について下記認識で相違ないかご教示ください。 維持管理：ビル管理法等に基づく施設全体の専門的な衛生管理、専用機材を用いる定期清掃 運営：プールの水質・衛生管理、運営スタッフによる共用部・各諸室・プールウェットゾーンの日常清掃 また、それぞれトイレ等の日常清掃が記載されておりますが、具体的な業務の切り分けについて併せてご教示いただけないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段について、運営予定者が実施することを想定している日常清掃は、例えば、施設内にごみが落ちていた場合に拾う、汚損が生じた場合の応急的な対応など運営業務で配置している職員が業務の延長で実施し得るものであり、その他の日常清掃は、維持管理業務として実施することを想定しています。
107	その他						物価スライド条項における採用する指標	維持管理業務における物価改定指標について、各業務の労務実態や市場動向を最も反映していると考えられる、以下の指標の採用を要望いたします。 ・清掃業務、警備業務、植栽管理業務：厚生労働省「大阪府最低賃金」 ・修繕・更新業務：「建設物価建築費指数」 ・建築設備保守管理業務等その他維持管理業務：国土交通省「建築保全業務労務単価」 一方で、「毎月勤労統計調査」や「企業向けサービス価格指数」等の全産業向け指標は、大企業や他業種の動向を含むため、現場労務費の著しい上昇実態とは全く連動しておりません。 仮にこのような実態と乖離した指標が設定された場合、事業者は長期的な予測が困難な人件費高騰リスク、および最低賃金割れによる事業継続リスクを自社で吸収しきれず、応札時見積に多額の物価上昇リスクプレミアムを含めて算出せざるを得なくなります。これにより提案価格が膨らみ、貴市の予定価格を超過して入札不調を招く可能性が高くなります。 上記を踏まえ、物価スライドにおける貴市のお考えをお伺いしたく存じます。	ご意見として承ります。詳細は入札説明書等の公表時に示します。